

許 可 証

奈良市指令 環 廃 収 第 39 号

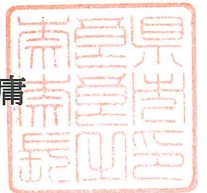
住 所 南庄町136番地

氏 名 ホームケルン株式会社
代表取締役 国本 武 様

令和 7 年 5 月 22 日付けで申請のあった 一般廃棄物収集運搬業 の
許可の申請については、次の条件を付けて許可します。

令和 7年 7月 4日

奈良市長 仲 川 元 庸



- | | |
|------------|----------------|
| 1 許可の有効期限 | 令和 9 年 7 月 3 日 |
| 2 処理・清掃区域 | 奈良市内 |
| 3 その他必要な事項 | 許可条件(別紙のとおり) |

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に市長に対して審査請求をすることができます。また、この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日から6か月以内に、奈良市を被告として提起することができます。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合は、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日から6か月以内に提起することができます。